

夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書

近年、夫婦が別の姓を名乗ることもできる、選択的夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論がある。夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓をもたらし、ひいては兄弟別姓をもたらす結果を招き、社会の基盤である家族の在り方に重大な問題を引き起こしかねない。平成29年の内閣府の世論調査では、別姓は子供にとって好ましくないという声は62.6%にも上っている。

また、同調査では、同姓（通称使用含む）を名乗るのが良いという考え方が53.7%、別姓導入賛成は42.5%と意見が分かれしており、しかも、調査全体の割合から見れば自ら別姓を積極的に希望する者は一割にも満たず、夫婦別姓の導入は、国民的世論の賛成を得ているとは言えない。

夫婦の姓の在り方については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたっても議論となり、政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」するとされ、また「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることのないよう……引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む」と明記された。

また、今年6月23日に、最高裁は「社会の変化や国民の意識の変化などを踏まえても、2015年の合憲判断を変更すべきものとは認められない」と示した。

よって、国におかれでは、第5次基本計画で定められたように家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持しつつ、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、社会生活上の不利益を解消するため、環境を整備されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月5日

熊本県議会議長 小早川 宗 弘

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山東昭子様
内閣総理大臣 菅義偉様
法務大臣 上川陽子様
女性活躍担当大臣 丸川珠代様